

鉄道事業法

1. 案内情報

- 手続名 : 工事の完成検査（鉄道施設の変更の工事の完成検査）
手続根拠 : 鉄道事業法第10条第1項（第12条第3項）
手続対象者 : 鉄道事業者
提出時期 : 鉄道施設の検査を受けようとするとき
提出方法 : 申請書を作成し、管轄する地方運輸局担当課へ提出して下さい。（法第41条第1項の規定により指定検査機関が行なう場合は当該指定検査機関）
手数料 : 鉄道施設等検査規則第25条第1項の規定による別表のとおり
添付書類・部数 : 鉄道施設等検査規則第4条第2項に掲げる図面を添付してください。
申請書様式 : 鉄道施設検査申請書
記載要領・記載例 : 提出先となる管轄する地方運輸局担当課、指定検査機関又は、鉄道局施設課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先 :

北海道運輸局鉄道部技術課	011-290-2733
東北運輸局鉄道部技術課	022-791-7528
新潟運輸局鉄道部技術第一課、二課	025-244-6117
関東運輸局鉄道部技術第一課、二課	045-211-7241~2
中部運輸局鉄道部技術第一課、二課	052-952-8032~3
近畿運輸局鉄道部技術第一課、二課	06-6949-6441~2
中国運輸局鉄道部技術課	082-228-8797
四運輸局鉄道部技術課	087-835-6361
九州運輸局鉄道部技術課	092-472-2520
財団法人鉄道総合技術研究所事業推進室	042-573-7234

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 管轄する地方運輸局担当課、指定検査機関又は、鉄道局施設課

3. 手続情報

- 審査基準 : 鉄道事業法第10条第2項（12条第4項）
標準処理期間 : 25日
不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)
処分権者 : 運輸大臣（特別な構造を有する鉄道施設として運輸大臣が告示で定めるもの）、地方運輸局長、指定検査機関（法第41条第1項の規定により指定検査機関が行なう場合）